

富士河口湖町環境管理会議設置要綱

(設置)

第1条 この訓令は、「富士河口湖町地球温暖化対策実行計画」(以下「実行計画」という。)を策定し、及び推進するために、「富士河口湖町環境管理会議」(以下「環境管理会議」という。)の設置及び組織等を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 環境管理会議は、次の事項を所掌する

- (1) 実行計画の策定・推進に関すること
- (2) 実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む)及び公表に関すること
- (3) 実行計画に基づくカーボンマネジメントシステムの推進に関すること
- (4) その他、必要な事項

(組織)

第3条 環境管理会議は、環境管理最高責任者、環境管理最高責任者補佐、環境会議委員、環境管理責任者、内部監査員、環境管理推進員及び環境管理会議事務局をもって構成する。

- 2 環境管理最高責任者は、環境管理会議を代表し、会務を総括する。環境管理最高責任者は町長をもって充てる。
- 3 環境管理最高責任者補佐は、環境管理最高責任者を補佐し、環境管理最高責任者に事故あるとき、又は欠けたときは、環境管理最高責任者補佐がその職務を代理する。環境管理責任者補佐は、副町長をもって充てる。
- 4 委員は、富士河口湖町行政組織条例(平成15年富士河口湖町条例第7号)第1条に規定する課長及び室長等(以下「部署長」という。)をもって充てる。
- 5 環境管理責任者は、地球温暖化対策内容を取り決め、これを推進する。環境管理責任者は、環境課長をもって充てる。
- 6 内部監査員は、環境管理責任者が職員の中から任命する。
- 7 環境管理推進員は、部署長が所属職員の中から任命する。

(環境管理会議)

第4条 環境管理会議は、環境管理最高責任者が召集し、毎年度、開催する。

- 2 環境管理最高責任者は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し環境管理会議への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 環境管理会議は、必要に応じて、部会を設置することができる。

(部会)

第5条 部会は、環境管理会議から下命された事項について調査検討し、その結果を環境管理会議に報告する。部会長及び部会員は、職員のうちから環境管理会議が指名する。

(庶務)

第6条 環境管理会議の庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境管理最高責任者が別に定める。

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。